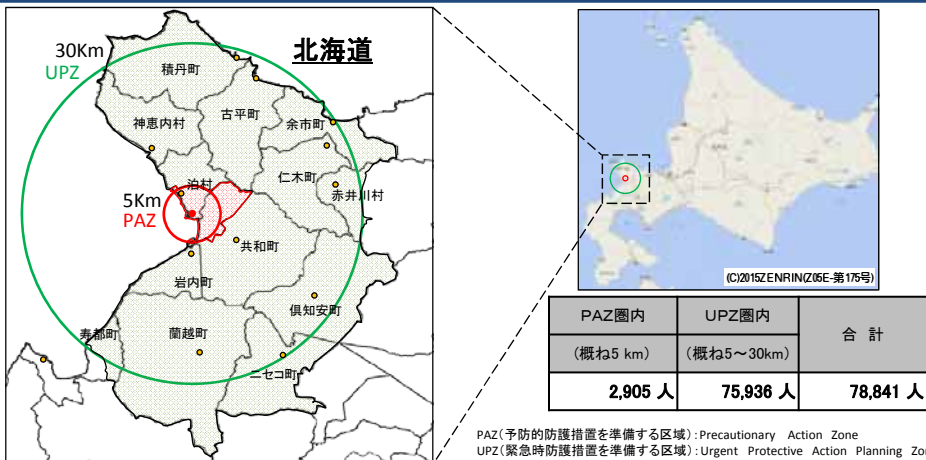


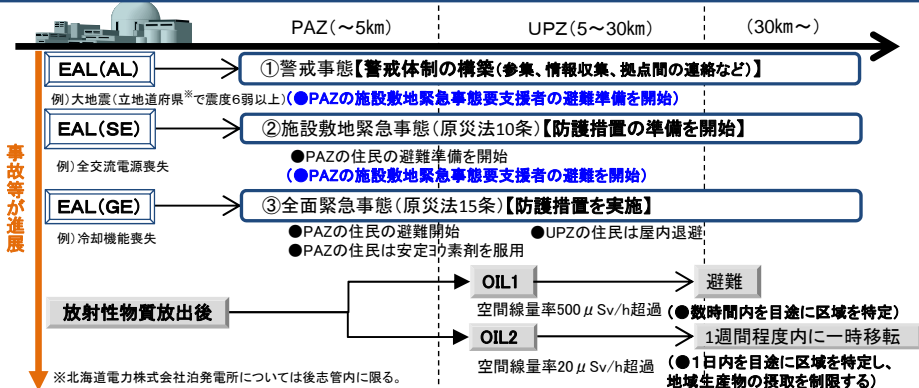
## 1. 泊地域の原子力災害対策重点区域

- 泊地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は78,841人（平成27年12月現在）。
- PAZ圏内の人口は泊村1,435人、共和町1,470人。
- UPZ圏内の人口は関係13町村75,936人。



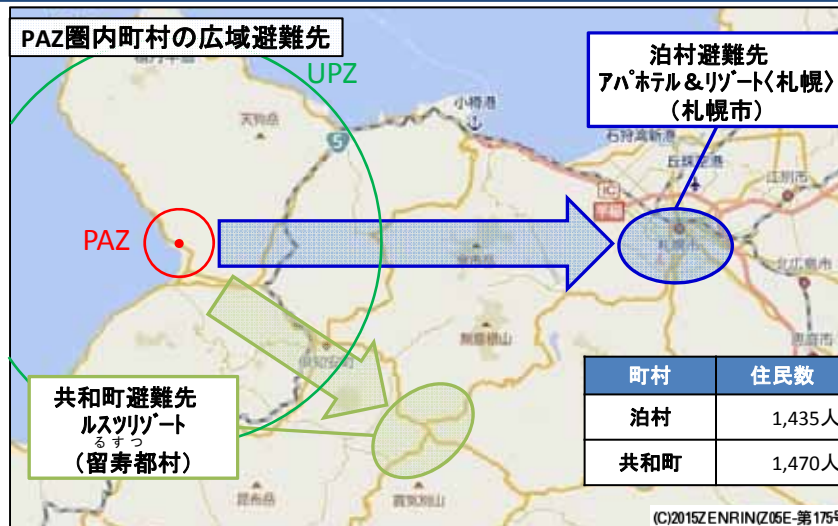
## 2. 原子力災害対策指針における緊急時防護措置実施の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状態等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
  - EAL(Emergency Action Level)による段階的避難/施設敷地緊急事態要支援者は早期避難  
原子力施設の状態等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき防護措置を行う。  
施設敷地緊急事態要支援者の避難は通常の避難より時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。  
ただし、避難により健康リスクが高まるおそれのある者は速へい効果の高い建物等に屋内退避する。
  - 緊急時モニタリングの実施/OIL(Operational Intervention Level)に基づく判断  
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、PAZ圏外の住民の防護措置の実施を判断する。

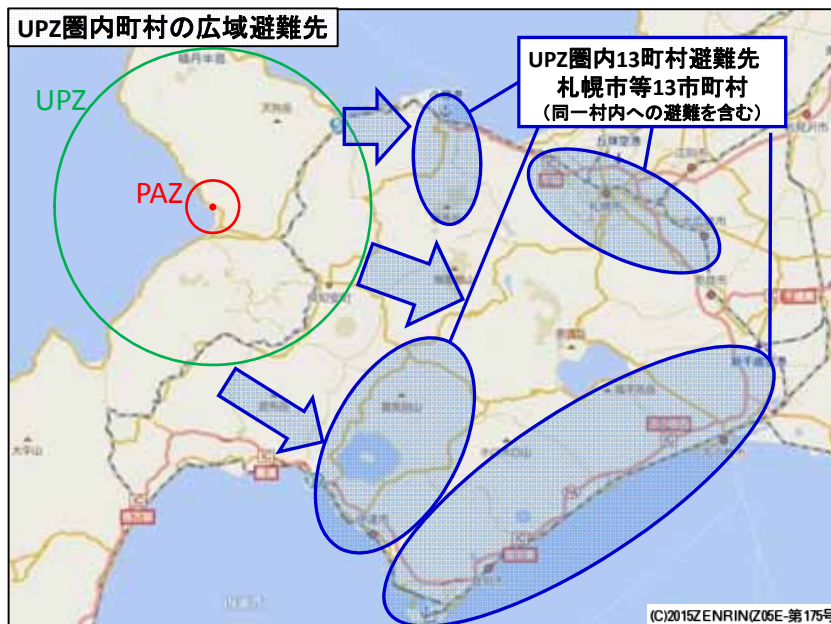


## 3. PAZ圏及びUPZ圏の各自治体における広域避難先

- PAZ圏内、UPZ圏内の各町村の住民の避難先は、札幌市などの道央圏内で確保。
- 避難先は、良好な環境のもとで避難生活を送れるよう、ホテル、旅館等を指定。
- 自然災害等を考慮して、町村毎に避難先までの避難経路を複数設定。



※不測の事態により上記避難先に避難できない場合は、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保



※不測の事態により上記避難先に避難できない場合は、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	泊村 100人 共和町 (対象施設なし) 合計 100人	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始	対象施設 泊村 (2施設:100人) 共和町 (対象施設なし) 合計2施設 <避難可能な者:100人> バス4台、福祉車両17台により避難 <無理に避難すると健康リスクが高まる者> 自施設内(放射線防護施設)	社会福祉施設 (黒松内町内1施設) 放射線防護施設 (泊村内2施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の避難計画において、避難先施設を設定。</li> <li>無理に避難すると健康リスクが高まると判断された場合は、輸送等の避難準備が整うまで自施設内で屋内退避を実施。</li> </ul>
	避難行動要支援者(在宅)	泊村 22人 共和町 51人 合計 73人		対象者 泊村:22人 共和町:51人 <避難可能な者:70人> 支援者の自家用車等で移動(泊村11人) 支援者と共に徒歩、自家用車等で移動(泊村11人、共和町48人) 福祉車両3台により移動 <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート <無理に避難すると健康リスクが高まる者:3人> 放射線防護施設 <sup>1</sup> 泊村の場合:特別養護老人ホームむつみ荘、養護老人ホームむつみ荘 共和町の場合:みのりの里、共和町保健福祉センター 1 放射線防護施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者等が入る予定。	避難先 アパホテル&リゾート<札幌> <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート	<ul style="list-style-type: none"> <li>泊村の避難行動要支援者は、あらかじめ定められた一時滞在場所:札幌市南区体育館を経由して、避難先:アパホテル&amp;リゾート&lt;札幌&gt;へ避難。</li> <li>共和町の避難行動要支援者は、あらかじめ定められた避難先(兼一時滞在場所):ルスツリゾートへ避難。</li> <li>無理に避難すると健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護施設へ移動。</li> </ul>
	避難行動要支援者(学校・保育所・幼稚園)	泊村 177人 共和町 173人 合計 350人		対象施設 泊村 (3施設:177人) 共和町 (3施設:173人) 合計6施設 <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート	避難先 アパホテル&リゾート<札幌> <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート	<ul style="list-style-type: none"> <li>泊村の学校・保育所の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。一時滞在場所:札幌市南区体育館に移動後、保護者に引き渡す。</li> <li>共和町の学校・保育所・幼稚園の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。避難先(兼一時滞在場所):ルスツリゾートに移動後、保護者に引き渡す。</li> </ul>
	(原災法15条)で避難開始	泊村 1,136人 共和町 1,246人 合計 2,382人		一般住民の避難準備を開始 対象者 泊村:1,136人 共和町:1,246人 <自家用車で避難する者> 自家用車で移動(663人) <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート <バスで避難する者> 徒歩等で移動(473人) 徒歩等で移動(1,246人) 集合場所(泊村内10箇所) 集合場所(共和町内7箇所) バス17台により避難 バス34台により避難	避難先 アパホテル&リゾート<札幌> <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート	<ul style="list-style-type: none"> <li>泊村の住民は、自家用車又はバスにより、あらかじめ定められた一時滞在場所:札幌市南区体育館を経由して、避難先:アパホテル&amp;リゾート&lt;札幌&gt;へ避難。</li> <li>共和町の住民は、バスにより、あらかじめ定められた避難先(兼一時滞在場所):ルスツリゾートへ避難。</li> <li>バスでの避難に必要なバスは、北海道が「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に要請。</li> </ul>
	合計	2,905人				

2 一般住民の対象者数は、PAZ圏内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字であり、若干の増減がある。

区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ				備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態		
UPZ (発電所から概ね5~30km圏内)	避難行動要支援者(医療機関)	11施設 1,051床			全面緊急事態 OIL2となった場合 <sup>5</sup> 屋内退避(11施設: 1,051床) → 一時移転対象病院 → 受入先災害拠点病院 <sup>1</sup> (33施設) 受入可能人数: 4,650人 ※1 北海道災害対策本部原子力災害医療チームが、受入に関する調整を実施。		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設毎の避難計画は策定済み。</li> <li>一時移転等の防護措置が必要となった場合、北海道の調整により、隣接管内等の災害拠点病院に入院患者を移転・収容。</li> </ul>
	避難行動要支援者(社会福祉施設)	67施設 2,687人			屋内退避(67施設: 2,687人) → 一時移転対象福祉施設 → 避難先福祉施設 <sup>2</sup> (179施設) 受入可能人数: 2,687人 ※2 あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合は、北海道が代替の受入施設(787施設3,719人受入可能)を調整。		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設毎の避難計画は策定済みであり、施設ごとにあらかじめ受け入れ施設を確保。</li> <li>あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、北海道が代替の受入施設を調整。</li> </ul>
	避難行動要支援者(在宅)	8,938人			屋内退避(8,938人) → 一時移転対象者 → 一時滞在所 <sup>3</sup> → 避難先ホテル・旅館(278施設) バス・福祉車両(支援者同乗)により移動		<ul style="list-style-type: none"> <li>一時移転が必要となった避難行動要支援者は、関係町村が準備した一時滞在所に、その後、避難生活環境がより良いホテル・旅館に優先的に移動。</li> </ul>
	避難行動要支援者(学校・保育所・幼稚園)	100施設 8,669人	対象施設(100施設)		<引き渡しできなかった児童等> 屋内退避(100施設: 8,669人) → 一時移転対象学校等 → 一時滞在所 <sup>3</sup> → 避難先ホテル・旅館(278施設) 一時滞在所で保護者に引き渡し バス(教職員同乗)により避難		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設敷地緊急事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。</li> <li>保護者へ引き渡しができなかった場合は、全面緊急事態で屋内退避を行い、その後指示に基づき一時滞在所に移動し、保護者に引き渡す。</li> </ul>
	一般住民 <sup>※4</sup>	54,591人	保護者引き渡し		屋内退避(54,591人) → 一時移転対象者 → 一時滞在所 <sup>3</sup> → 避難先ホテル・旅館(278施設) 自家用車、バス等により移動		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画で定めている避難先へ一時移転を実施。</li> <li>自家用車や北海道が準備したバス等で移動。</li> </ul>
	合計	75,936人					

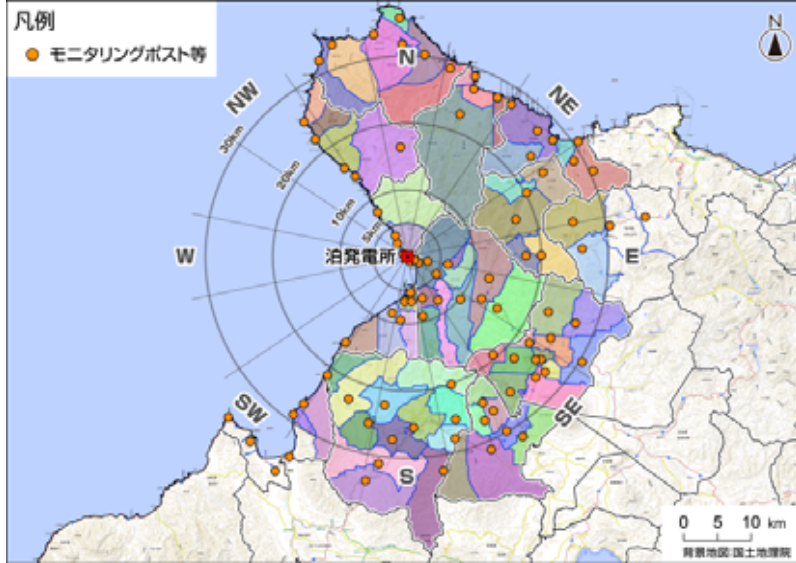
3 赤井川村については、避難先施設(キヨロリゾート)が一時滞在所の機能を有する。  
 4 一般住民の対象者数は、UPZ圏内住民の合計数から避難行動要支援者の数を引いた数字であり、若干の増減がある。  
 5 UPZ圏内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。

北海道の要請に基づき、北海道バス協会が、後志地域のバス事業者と調整を行い輸送手段を調達。不足する場合は隣接地域、さらに不足する場合は北海道全域のバス事業者と順次調整を行い輸送手段を調達。



## 1. 泊地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転の実施単位

- 緊急時モニタリング地点83地点（PAZを除く）を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



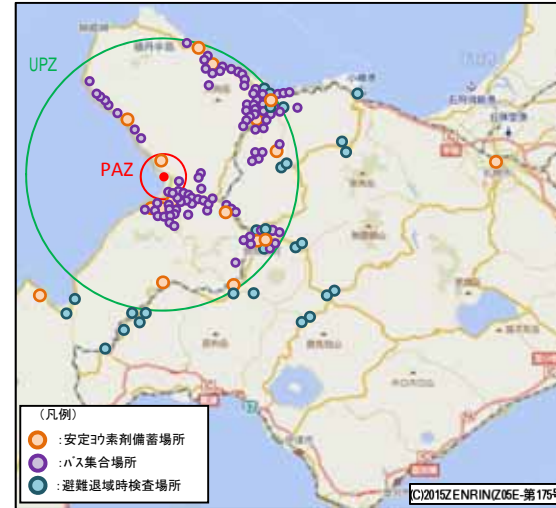
## 2. PAZ圏内の安定ヨウ素剤の事前配布と緊急配布

- 泊村では、PAZ圏内住民を対象に住民説明会を開催し、安定ヨウ素剤の事前配布を実施。
- 共和町では、避難を行う際にバス集合場所にて安定ヨウ素剤を緊急配布することとしており、PAZ圏内住民を対象に事前問診を実施。
- 今後も継続して説明会を実施し、転入者等への配布や事前問診を実施。



## 3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 北海道では、避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布のための備蓄を実施。
- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布が必要となった場合には、バス集合場所や避難退域時検査場所以、対象住民等に順次配布を実施。
- 今後、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布についても検討。



**安定ヨウ素剤備蓄場所**  
北海道：17箇所

道及び町村職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

**安定ヨウ素剤の緊急配布を実施**

各町村が指定するバス集合場所等での緊急配布<sup>1</sup>  
(計94箇所)

泊村：3箇所	積丹町：1箇所
共和町：21箇所	古平町：9箇所
岩内町：14箇所	仁木町：1箇所
神恵内村：5箇所	余市町：26箇所
倶知安町：9箇所	赤井川村：5箇所

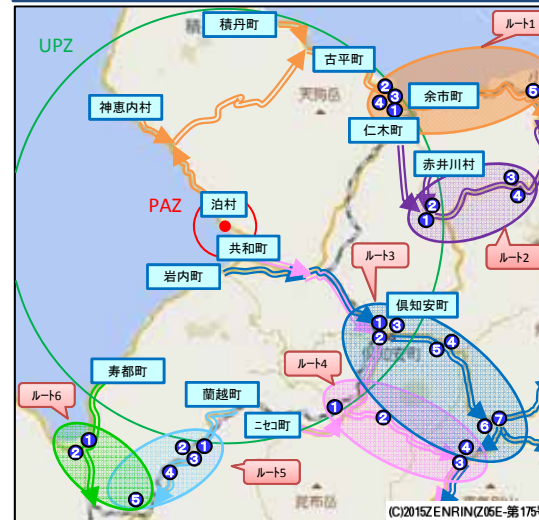
避難退域時検査場所以での緊急配布<sup>2</sup>

寿都町：候補地3箇所	蘭越町：候補地5箇所
ニセコ町：候補地4箇所	

<sup>1</sup>：バス集合場所等で緊急配布する10町村の住民は、避難退域時検査場所以（候補地計27箇所）でも緊急配布を受けられる  
<sup>2</sup>：避難退域時検査場所以での配布については、候補地のうち発災時に北海道が指定する箇所において配布

## 4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

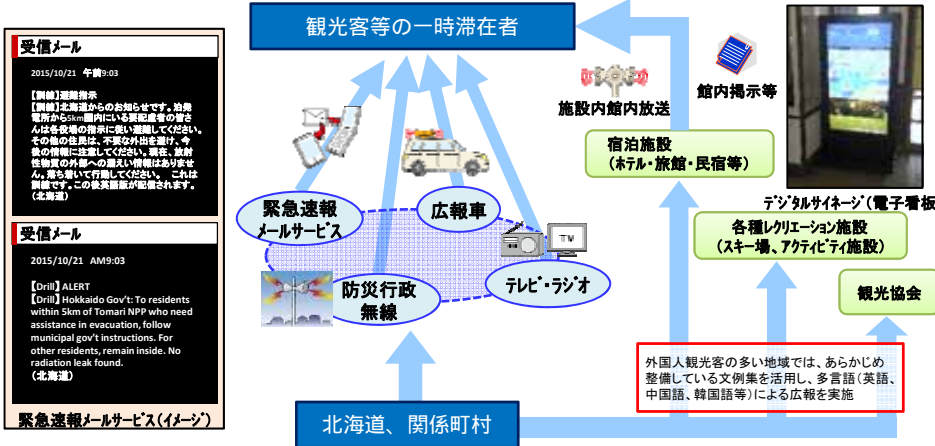
- 北海道では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ圏内人口等を考慮し、避難元町村と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。



ルート	検査場所	避難元町村
1	①余市アップルポート(農道空港)②中央水産試験場③余市河口漁港④道の駅「スベス・アップルよいら」⑤おたるマリ広場	泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町
2	①都運動公園(赤井川村)②道の駅あいかいかわ③赤井川村山村活性化支援センター(キロロゲート入口)④キロロゲート	仁木町、赤井川村
3	①後志総合振興局の倶知安町中央公園③旧東風中学校④京極町総合体育館⑤京極アリーナ⑥喜茂別町民公園の喜茂別町農村環境改善センター、【再掲】ルスリゾット	岩内町、倶知安町
4	①道の駅「ニセコ・プラザ」②ニセコ町運動公園③羊蹄山自然公園③道の駅「230ルスリ」④ルスリゾット	共和町・ニセコ町
5	①道の駅「らんこしふるさとの丘」②旧目名小学校③蘭越町田下PA④黒松内町白井PA⑤道の駅「黒松内」	蘭越町
6	①湖路小学校②ゆべつの中、【再掲】道の駅「黒松内」	寿都町

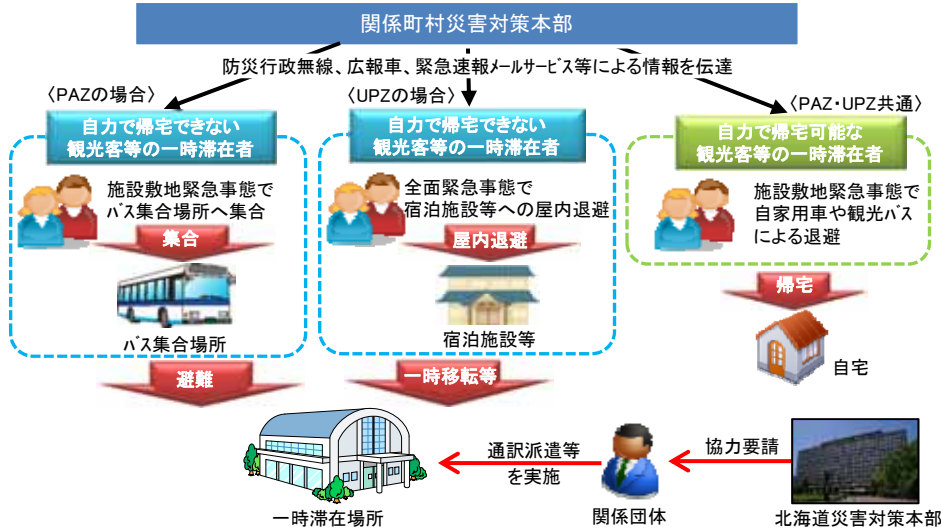
## 1. 観光客等の一時滞在者への情報伝達体制

- ▶ 北海道及び関係町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。更に、各種レクリエーション施設、観光協会、宿泊施設に対して、通信連絡網を活用して連絡を行い、観光客等の一時滞在者に情報を伝達。
- ▶ 外国人観光客が多い地域では、あらかじめ整備している文例集を活用し、英語など多言語により情報を伝達。



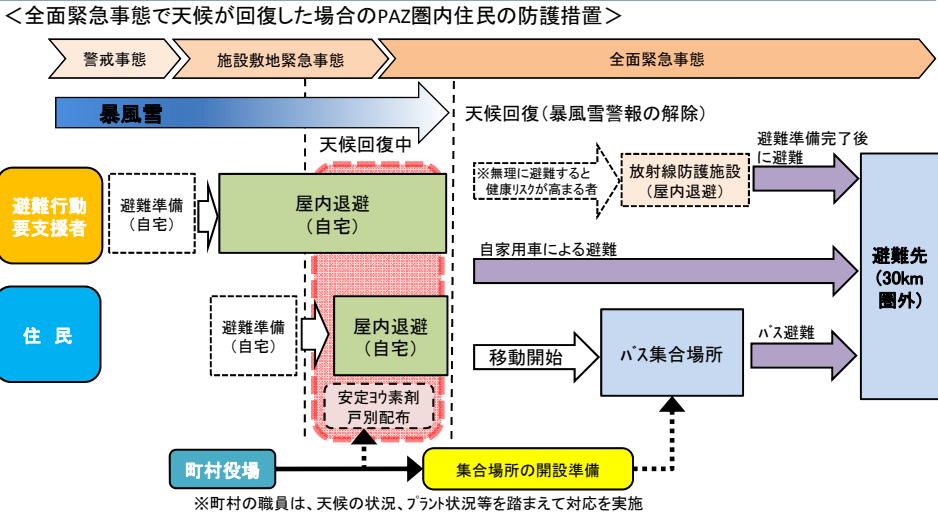
## 2. 観光客等の一時滞在者の防護措置

- ▶ 観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で帰宅やUPZ圏外への退避を実施。
- ▶ 自力で帰宅できない観光客等の一時滞在者については、北海道が手配するバスによる避難や宿泊施設等での屋内退避等を実施。



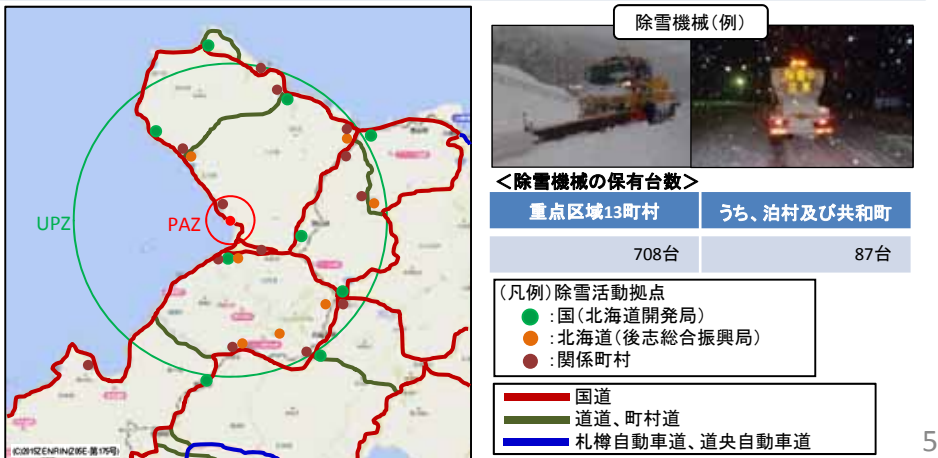
## 3. 暴風雪時における対応

- ▶ 暴風雪時(暴風雪警報または暴風雪特別警報の発表時)における避難行動では、車の立往生や交通事故等の二次災害を回避する必要があるため、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後の速やかな避難に備えた準備を実施。



## 4. 降雪時の避難経路の確保

- ▶ 北海道は、北海道防災会議に「北海道雪害対策連絡部」を設置し、関係機関とともに路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を設定し、緊急時についても適切に除雪を実施。
- ▶ 直轄国道及び高速道路については、国土交通省北海道開発局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

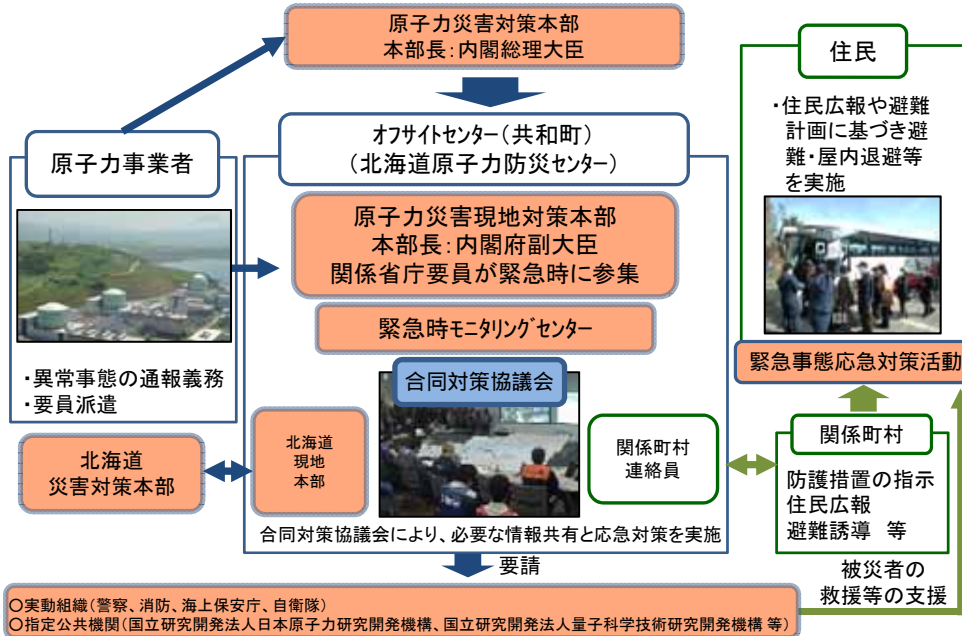




# 泊地域の緊急時対応（概要版）

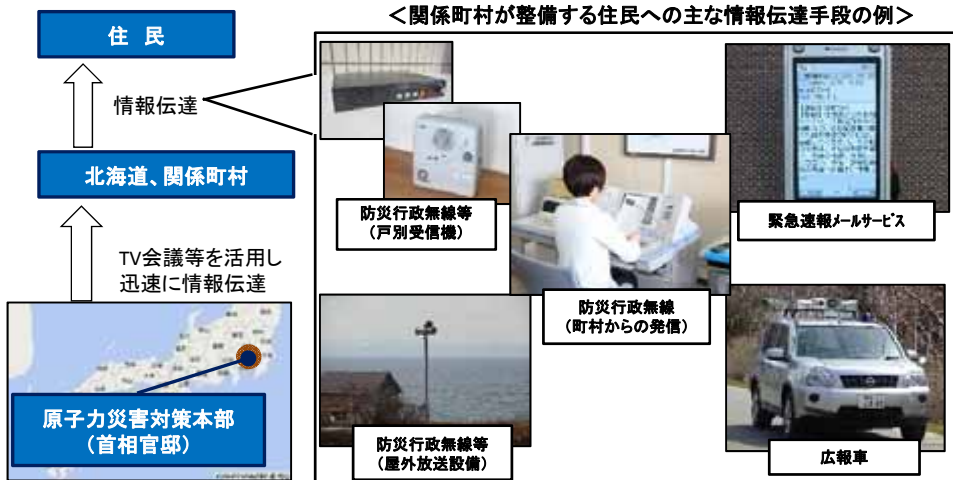
# 緊急時における対応体制

## 1. 緊急時対応体制



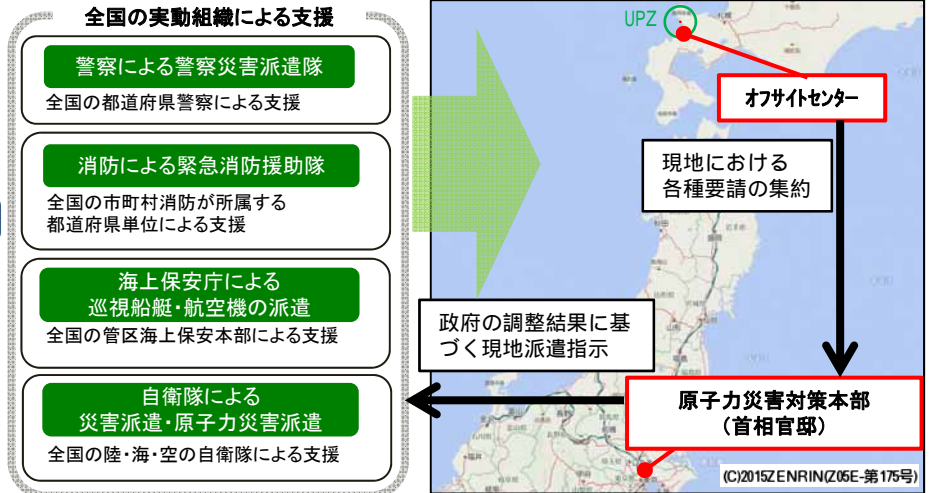
## 2. 住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、北海道及び関係町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係町村は、防災行政無線、広報車、有線放送（緊急告知放送）、防災FM、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。



## 3. 実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応が困難な場合は、北海道、関係町村からの要請を踏まえ、政府をあげて、**全国規模の実動組織による支援を実施。**
- オフサイトセンターにおいて集約した関係町村からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ**全国の実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による支援を実施。**



## 4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 北海道と関係町村との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

### 警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



### 消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



### 海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



### 防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

